

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 中小企業診断士の受験講習費用

Q : 当社では、経理担当職員に中小企業診断士の資格を取得させるため、専門学校に通わせようと考えています。

ところで、この専門学校通学費用を会社で負担した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

A : 給与として課税することになります。

【解説】

使用者がその業務の遂行上の必要に基づき、役員又は使用人にその役員又は使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させたり、免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用や大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものであれば、課税しなくて差し支えありません。

このように課税されない研修費用は、職務を遂行する上で直接必要な資格を取るための費用でなければなりません。

中小企業診断士の資格は、経理事務を行う上で有益なものとは思いますが、職務遂行上資格として必要なものではありません。また、中小企業診断士の資格は個人に一身専属的に帰属するものです。

したがって、ご質問の場合には、給与所得として課税する必要があると思われます。

ちなみに、一身専属的な資格であっても、ボイラー技士や危険物取扱主任者の資格のように職務を遂行する上で直接必要な資格については、その取得費用の額が適正なものである限り課税する必要はありません。

